CORPORATE GOVERNANCE

FURUNO ELECTRIC.,CO.LTD.

最終更新日:2020年5月28日 古野電気株式会社

代表取締役社長 古野幸男 問合せ先: 0798-63-1017 証券コード: 6814

https://www.furuno.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

<u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他</u>の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待や信頼に応えるべく「継続的に企業価値を向上させる」ことを経営の基本としております。これを実現するために、経営活動においては適法性、適正性、効率性を追求すると同時にステークホルダーへの説明責任を果たし、透明性の高い経営の実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-11 取締役会·監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、適正規模で構成しております。また、監査役は、財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しており、取締役会・監査役会として実効性を十分に発揮できると考えております。ジェンダー、国際性の面を含む多様性確保は、今後の課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】 更新

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念·経営方針·経営目標

当社は、経営理念・行動指針・事業ビジョンをウェブサイト上に掲載しております。また、毎事業年度末までに翌事業年度から始まる中期経営計画 (経営目標を含む)を策定し、年度決算説明会において公表するとともに、ウェブサイト上に掲載いたします。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役報酬の決定方針と手続

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬諮問委員会にて審議を経た答申に基づき、取締役会の決議により決定しております。取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定しております。業績連動報酬は、前年度の会社業績および各取締役の業績貢献度を考慮して決定しております。

なお、当社は、より株主の目線での経営を進めるため、株式報酬制度を導入することいたしました。

(4)取締役・監査役候補の指名の方針と手続

取締役候補については、知識・経験・能力のバランスを考慮し、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、選任・指名しております。

監査役候補については、財務・会計・法務に関する知見、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に 指名しております。

上記方針に基づき、代表取締役社長が提案し、設置した役員指名・報酬諮問委員会にて候補者の指名に関するプロセス等の審議を得た答申に 基づき、取締役会の決議により決定しております。

(5)役員人事の選解任・指名の際の個々の候補者の説明

取締役および監査役候補者の個々の選解任理由を株主総会招集通知に記載いたします。なお、招集通知は当社ウェブサイトに記載しておりますので、ご参照ください。(株主総会招集ご通知 https://www.furuno.co.jp/ir/stock/meeting.html)

(6)取締役の解任を行うにあたっての方針と手続き

万一、取締役が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当であると判断される場合には、 役員指名・報酬諮問委員会にて取締役の解任の審議を得た答申に基づき、取締役会において十分審議を尽くした上で、決議することとなります。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、当社グループの中長期の経営ビジョン・経営方針を示すとともに、取締役会の専決事項のほか、特に重要と認められる業務執行の決定をしております。上記以外の事項および具体的な業務執行は経営陣に委任しており、その範囲は、取締役会で定めた決裁権限基準に基づいております。

【補充原則4-3-2 CEO(社長)の選任手続】

CEO(社長)の選任については、役員指名・報酬諮問委員会で選任基準を定めるなどにより、透明性・客観性を確保し監督機能の充実を図っております。

【補充原則4-3-3 CEO(社長)の解任手続】

CEO(社長)の解任については、役員指名・報酬諮問委員会で解任基準を定めるなどにより、透明性・客観性を確保し監督機能の充実を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、取締役の職務を遂行するにふさわしい豊富な能力、経験および知識を当社経営全般に活かすとともに、独立した立場から監督機能としての役割を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたり、会社法の定める社外性要件のほか、金融商品取引所が定める独立性基準を当社における独立性判断基

準とし、これを順守しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性・規模、取締役の選任に関する方針・手続き】

取締役の人数は、定款により15名以内と定めております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、複数の社外取締役を置くことを基本とし、経営において必要な豊富な経験と高い知見を有し、かつ、その職務と責任を全うできる人材を選出し、候補者とすべきと考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保することが求められることから、役員の兼任数は合理的と思われる範囲とし、毎年兼任状況を確認しております。また兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、課題や改善点を抽出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に取締役会の実効性評価を実施しております。

評価にあたっては、取締役および監査役に対し、自由記述を主体としたアンケートを行い、集計結果の取りまとめおよびその分析を行いました。 分析評価結果から、当社の取締役会は、形式的ではな〈自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている等、取締役会全体の実効性につい ては確保されていると認識しております。

一方、取締役会の経営の監督機能を果たすために、経営と執行の分離に対する議論を進めていくこと、審議の質の向上について、取締役会の議論の活性化につながる事前準備の在り方などの課題について共有いたしました。それらの課題につきましては、今後、取締役会として改善を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役・監査役に対し、取締役・監査役の職務を行うにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基礎的知識の 習得のための外部機関による研修等を斡旋し、費用を負担するとともに、社外取締役および社外監査役に対しては、当社の事業等の理解促進を 目的に、主要な事業拠点での意見交換の機会設定等を行っております。また、全役員を対象にコンプライアンス研修を定期的に実施しておりま す。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、正確な情報を適時適切にわかりやすく提供するとともに、建設的な対話を促進するため、以下の方針に基づき取り組みを行っております。

- (1)経営企画部担当取締役を責任者、経営企画部を担当部署と定め、IR活動を行っております。
- (2)決算情報や経営戦略の説明会を行う他、ウェブサイト上に四半期ごとの決算情報や経営方針等を掲載しております。
- (3)対話を通じて把握した投資家の意見や懸念点につきましては、IR担当部署が定期的に取締役会に報告することにしております。
- (4)社内規定に則りインサイダー情報の管理を徹底しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古野興産株式会社	4,186,200	13.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,167,600	3.71
第一生命保険株式会社	1,000,000	3.17
株式会社三菱UFJ銀行	992,437	3.15
古野電気取引先持株会	980,400	3.11
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	942,000	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	811,400	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	772,700	2.45
GOVERNMENT OF NORWAY	727,447	2.31
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	661,800	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	2月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガパナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
1121-4017 131	

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1) ^{更新}

—————————————————————————————————————	属性	会社との関係()										
C	##1± a	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
樋口 英雄	他の会社の出身者											
香川 進吾	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d.e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)^{更新}

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 英雄		現、ビジネスエンジニアリング株式会社社外取締役 オムロン株式会社執行役員業務改革本部長、同社執行役常務事業プロセス革新本部長、同社執行役員常務事業プロセス革新本部長兼グループ戦略室長、度同社執行役員常務グループ戦略室長、タロエル株式会社取締役、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社(現ビジネスエンジニアリング株式会社(現ビジネスエンジニアリング株式会社)社外監査役などを歴任	樋口英雄氏は、電子機器メーカーでの豊富な経験や経営管理に関する高い見識を活かし、外部的視点から当社の経営に適切な助言を適宜行っており、同氏の適切な助言は当社のガバナンス体制の強化・充実に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

現、APAMAN株式会社特別顧問 富士通株式会社執行役員ネットワーク

コニはれて云れれては見ポットプークサービス事業本部長兼映像ネットサービス事業部長、同社執行役員アウトソーシング事業本部長兼映像ネットサービス事業部長、同社執行役員常務インテグレーションサービス部門副部門長兼ネットワークサービス事業本部長、同社執行役員専務/最高技術責任者デジタルサービス部門長、株式会社富士通総研代表取締役社長などを歴任

香川進吾氏は、ICT(情報通信技術)分野での豊富な経験や経営管理に関する高い見識を活かし、外部的視点から当社の経営に適切な助言をお願いしており、同氏の適切な助言は当社のガバナンス体制の強化・充実に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員指名·報酬諮問 委員会	7	0	2	2	0	3	社内取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員指名·報酬諮問 委員会	7	0	2	2	0	3	社内取 締役

補足説明 ^{更新}

香川 進吾

これまで取締役報酬に関する客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として取締役4名(うち社外取締役2名)、社外監査役2名およびオブザーバーとして常勤監査役1名で構成とする「役員指名・報酬諮問委員会」において取締役・監査役候補者の指名および取締役の報酬決定手続きに関するプロセス等の審議し、取締役会に答申することにより、透明性・客観性を確保し監督機能の充実を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査部門として監査室が「内部監査規程」に基づき、定期(月1回)に実施する内部監査を通じ会社業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告しております。

監査役は、会計監査人から会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査人との意見交換を行うなど、積極的な交流を進めております。また、監査役は、監査室と定期的に報告会を開催し、監査内容について確認すると同時に、監査方法等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
以 自	周1生	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
小美野 広行	公認会計士													
村中 徹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- : 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小美野 広行		現、公認会計士 1996年に公認会計士登録 日本ベーリンガーインゲルハイム株式会 社常勤監査役、同社代表取締役財務本 部長兼最高財務責任者およびエスエス製 薬株式会社代表取締役専務取締役財務 経理本部長などを歴任	小美野広行氏は、公認会計士としての専門的知見に加え、経営者としての豊富な経験から適切な意見・提言をいただくなど、当社の監査体制の強化・充実に資するものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
村中 徹		現、弁護士法人第一法律事務所社員弁護士 現、株式会社スズケン社外監査役 現、株式会社カプコン社外取締役 1995年に弁護士登録 同志社大学法科大学院兼任教員を歴任	村中 徹氏は、弁護士であり法律の専門家として高い見識を有していることから、主に専門的な見地から適切な意見・提言をいただくなど、当社の監査体制の強化・充実に資するものと判断し、社外監査役として選任しております。同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

以下の【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

該当項目に関する補足説明

第69期(2020年2月期)事業年度における取締役の報酬等の額

取締役 11名、159百万円

(注)上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、報酬諮問委員会にて審議を経た答申に基づき、取締役会の決議により決定い たします。取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬及び自社株報酬で構成され、固定報酬は、取締役としての責務に対する基本的な報酬 で役位ごとに決定いたします。業績連動報酬は、前年度の会社業績及び各取締役の業績貢献度を考慮して決定いたします。

また、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能する報酬制度として報酬の一部を役員持株会に拠出することを定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補助する兼務スタッフ1名、社外監査役を補助する専任スタッフ1名と兼務スタッフ1名を置いております。。

社外取締役に対しては、取締役会事務局が取締役会や主要な会議等の議案に関する事前説明の体制を整備しております。

また、社外監査役に対しては、情報の伝達、重要事項の事前説明等を主に常勤監査役が、監査役会(月1回、定例)等を通じて適切に行っており ます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等



氏名	役職·地位	業務内容	勤務形態·条件 (常勤·非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古野 清賢	名誉相談役	社長または事業部長等の要請事 項の遂行 加入諸団体の活動等に関する事 項	非常勤	1996/05/23	2020年3月1日~ 2021年2月28日
古野 清之	名誉顧問	社長または事業部長等の要請事 項の遂行 加入団体の活動等に関する事項	非常勤	2011/02/28	2020年3月1日~ 2021年2月28日

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **更新**



(取締役および取締役会)

当社の取締役会は、2020年5月28日現在、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されております。当社は、経営の意思決定を合理的かつ効率 的に行うことを目指しており、重要案件につきましては、取締役会において決定することとし、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取 締役会を開催して、経営に関する重要事項をタイムリーに決定できる体制を敷いております。併せて、取締役会の業務執行に対する監督機能の 強化と外部的視点での助言機能の充実を図るため、社外取締役2名を選任し、代表取締役の業務執行を監督できる体制をとっております。また、 取締役の任期は、経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制にするために1年としております。

(監査役および監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、2020年5月28日現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。監査役は、監査役会が定め た監査の方針や業務の分担等に従い、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに適切な意見・提言を行ってお ります。また、各監査役は、年間を通して当社の監査及び必要に応じてグループ各社の調査を実施しております。

(内部監査および監査役監査)

当社は、内部監査部門として監査室(6名)が「内部監査規程」に基づき、定期(月1回)に実施する内部監査を通じ会社業務が適正に行われてい るか否かを監査し、その結果を社長に報告しております。また、監査役は、監査室と定期的に報告会を開催し、監査内容について確認すると同時 に、監査方法等の意見交換を行っております。

(会計監査)

当社は、有限責任監査法人トーマッと監査契約を締結し、会計監査を受けております。第69期(2020年2月期)事業年度において、指定有限責任 社員 業務執行社員 松尾 雅芳および指定有限責任社員 業務執行社員 井尾 武司の両氏が業務を執行しております。補助者は公認会計士 11名、その他11名で構成されております。また、監査役は、会計監査人から会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査人との意見交換 を行うなど、積極的な交流を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、業務執行を監督する取締役会と取締役の職務の執行を監査する監査役により、経営監視機能の客観性および中立性を確保するコーポレート・ガバナンス体制を整えており、現状の体制は、経営の透明性および健全性の強化に有効に機能しているものと認識しております。

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2019年5月23日開催の第68回定時株主総会からインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2019年5月23日開催の第68回定時株主総会から株式会社IC」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による議決権の行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年5月23日開催の第68回定時株主総会から招集通知の英訳版(要約)を作成し、当社ホームページおよび株式会社東京証券取引所のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会招集通知の当社ホームページへの早期掲載(株主総会日の4週間前に掲載) や株主総会のビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて情報開示に関する様々な法的規制、開示条件などを定めた「情報開示細則」の抜粋を「IRポリシー」にまとめ、ディスクロージャーポリシーとして掲示しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	期末決算発表後、東京でアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。また、アナリスト・機関投資家には、定期的説明会とは別に個別でIR担当者が説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書、株主通信および決算説明資料などを掲載しております。 当社企業情報サイトのIR情報ページ https://www.furuno.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署を経営企画部に設置し、同部内に担当者を定め対応しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社グループにおける共通の倫理基準「フルノグループ行動規範」を制定するとともに、当社グループの役員・従業員の一人ひとりが日常の業務遂行において守るべき行動基準を「コンプライアンス・ハンドブック」としてまとめ、同マニュアルにおいて、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。また、コンプライアンスに対する理解・実践の促進を図ることを目的に、毎年10月を「コンプライアンス推進強化月間」とし、同マニュアルの音読放送・読み合わせの実施やコンプライアンスポスターの掲示を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、環境保全活動を推進しております。また、ISO14001の認証を取得している西宮事業所、三木工場およびフルノINTセンターの3事業所における環境活動(環境的側面)と当社における品質保証の取り組み、従業員・地域社会に関わる活動(社会的側面)をまとめた「コーポレートレポート(CSR報告書)」を作成し、報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	情報開示の正確性・適時性・有用性の保持を図り、企業の説明責任を果たすとともに、ステークホルダーの理解を促進し、適正な評価に資するため、「情報開示細則」において情報を公表する際の手続方法等を定めております。

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制基本方針】

当社は、経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための基本方針を定め、内部統制機能の整備に取り組んでおります。

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社グループにおける共通の倫理基準として「フルノグループ行動規範」を掲げるとともに、役員・従業員の一人ひとりが日常の業務遂行において守るべき行動基準を「コンプライアンス・ハンドブック」として明らかにし、これらの実践を通じて社会のルールや法律を順守する。
- (2) 当社グループは、コンプライアンスの推進については「コンプライアンス規程」を定め、それに基づき、社長を委員長とし、外部委員(弁護士) も含めた「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務室を統括部署とし、当社の部門長・グループ会社の社長を推進責任者とする推進 体制を設ける。また、継続的な教育・啓蒙を通じて、法令、企業倫理、社会規範等を順守する風土の浸透・定着を図る。
- (3) 当社グループにおいて法令違反またはその疑いがある行為等について、従業員等が直接通報または相談することができる内部通報制度 (フルノほっとライン)を設ける。通報窓口は社内だけではな〈社外の法律事務所にも設け、匿名でも受け付ける。なお、通報者及び調査協力者は、通報したこと又は調査に協力したことを理由に、不利益な取扱いを受けない。
- (4) 社長直轄の監査室が「内部監査規程」に基づき定期的に実施する内部監査を通じ、会社業務が適正に行われているか否かを監査し、その 結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。
- (5)「内部監査規程」他関連諸規程およびコンプライアンス推進体制については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (6) 当社グループは、金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制運営規程」を定め、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備する。また、当該内部統制システムは定期的に検証し、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (7) 社会の秩序や安全、公正な取引を脅かす、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の 関係を遮断する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、 社内規程に基づき適正に記録する。
- (2)上記情報の保存および管理については、「情報管理規程」に定め、取締役および監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を確保する。
- (3)「情報管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当社は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクに対して、「リスク管理規程」他関連諸規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備 し、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
- (2)「リスク管理規程」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設け、子会社を含めた当社グループ全体における災害、事件・事故等のリスクを洗い出し、その低減を図るとともに、緊急事態が発生した場合に被害を最小限に抑える体制を整備・維持する。また、「リスク管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (3) 当社グループの事業継続に甚大な影響をおよぼす災害・危機の発生を想定した事業継続計画を策定するとともに、定期的な訓練と計画の見 直しを行うことにより、災害・危機が発生した場合にも、早期に復旧できる体制を整備する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、当社グループの将来像を経営ビジョンとして定め、それに基づき中期経営計画を策定する。また、年度予算については中期経営計画に基づいて編成し、各部門の目標を明確化する。
- (2) 月1回の定例取締役会で、予算の月次統制および各取締役の職務執行状況の進捗管理を行う。
- (3) 社内規程に基づき、取締役の職務権限・担当職務および意思決定ルールを明確にし、取締役の職務執行の効率化を図る。
- 5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、「関係会社管理規程」を設け、各子会社を担当する取締役、所管部署および当社の承認・報告が必要な管理事項等を定める。また、 「関係会社管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- (2) 各子会社を担当する取締役は、原則として当該子会社の取締役に就任し、当該子会社の他の取締役の職務執行を監視・監督するとともに、 当社取締役会において担当する子会社の業務の進捗、管理の状況等を報告する。
- (3) 監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。
- (4) 監査役が、当社グループ全体の監査が適正かつ実効的に行えるよう、当社および子会社の会計監査人、子会社監査役、監査室およびその他関係部署等と連携し、情報・意見交換ができる体制を確保する。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効 性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する専任の使用人は、監査役補助業務について監査役の指示に従い、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役の職務を補助する専任の使用人の人事等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (3) 監査役は、監査室所属あるいは特定の業務について十分検証できるだけの専門性を有する従業員に、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (4) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関しては、取締役・監査室長等の指揮命令を受けない。
- 7. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、また、報告をした ことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社は、「監査役への報告等に関する規程」を制定し、以下の監査役の監査が的確且つ実効的に行われることを確保する。
- (2) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役への報告事項、提供情報等を明確化し、実施する。

- (3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合には、いかなる会議、委員会等にも出席できる体制を確保する。
- (4) 監査役は、必要に応じ、当社および当社グループの取締役、従業員および子会社監査役等から報告、意見、情報等を求めることができる。
- (5) 当社および当社グループの取締役、従業員等は、監査役に報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けない。
- 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る 方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても負担する。

- 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互理解を深めることができる体制を確保する。
- (2) 監査役が、定期的に監査室と会合を持ち、監査内容等について確認すると同時に、監査方法等について意見交換ができる体制を確保する。
- (3) 監査役が、会計監査人の行う監査報告会に同席し、監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報および意見交換ができる体制を確保する。

【その整備状況】

1. コンプライアンスに関する取り組み

当社は、年2回開催するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスへの取り組みに関する進捗状況を確認しております。役員及び従業員に対して、コンプライアンスのより一層の徹底を図るため、社内講習や外部から講師を招いてのコンプライアンス研修を定期的に実施しております。また、内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況についてコンプライアンス委員会に報告を行っております。当期におきましては、グローバルビジネスを取り巻く環境の変化や、企業の社会的責任として倫理観も要求される状況を踏まえ、「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」を制定し、国内外の子会社に周知を行いました。

2. 損失の危険に関する取り組み

当社は、年1回リスク管理委員会を開催し、各部門で認識されたリスクの評価と対応すべき重点リスク項目を定めております。当期におきまして は、主要部門/国内外の子会社に対してリスクアンケートを実施し、その分析をもとに重点的に管理するリスクを見直しました。また、リスクに応じ て設けている対策分科会が、担当する各リスクの低減に向けて、eラーニングによる教育や情報セキュリティに関する訓練等を実施しました。

3. 業務執行の適正及び効率性確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行なっております。当期におきましては、定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行状況の報告を通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。また、取締役並びに監査役、事業責任者が出席する役員検討会を12回開催し、中期経営計画及び戦略投資等について取締役会に先立ち審議を行うことで、業務執行の意思決定の適正及び効率性を確保しました。

4. 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社子会社は、経理部が主管する「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要な事項について当社へ承認申請・報告を行う体制としているほか、監査室が定期的に監査を行っております。当期におきましては、海外子会社の管理部門責任者を対象にController's Meetingを開催し、各社の経営状況や諸課題を把握する等、管理・支援の強化に取り組みました。

5. 監査役監査の実効性確保の取り組み

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、海外含む子会社への往査、取締役・部長へのヒアリング等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しております。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査室、会計監査人と十分な連携をとり監査の実効性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全、公正な取引を脅かす、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社の適時開示に係る基本方針

当社は、情報開示の正確性・適時性・有用性の保持を図り、企業の説明責任を果たすとともに、ステークホルダーの理解を促進し、適正な評価に資することを基本方針としております。

2. 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は、会社情報を開示する際、「情報開示細則」に基づき、次のような体制をとっております。

(1)決定事項

決定事項については、その情報の主管部門は遅滞なく情報取扱責任者に報告し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の要否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

(2)発生事実

発生事実については、その情報の主管部門は速やかに情報取扱責任者に報告し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の要否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

(3)決算情報

決算情報については、決算情報を集約する経理部が必要に応じて「決算情報連絡会」【情報取扱責任者、決算情報を取り扱う関係部門(事務局:経理部、人事総務部、経営企画部)】を開催し、同連絡会において「公表」の要否を判定の上、取締役会の決定を経て適正に「公表」しております。

(4)その他任意開示情報

その他任意開示情報は、担当部門において、その開示内容を立案し、その主管部門から報告を受けた情報取扱責任者が関係部門と「公表」の要否を判定の上、取締役会の決定を経て、適正に「公表」しております。また、緊急を要する場合は、後日、取締役会の追認を得ることを前提として、社長の決定を経て「公表」することで、情報開示の即時性を確保しております。

